

最高裁労働判例学習会のご案内

2021年労働判例を読み解く

年末恒例となった労働者法律センターの最高裁判例学習会ですが、本年も近藤昭雄先生（中央大学法学部名誉教授）に解説していただきます。ただ、今年は最高裁判例に目立ったものがないということなので、労働判例全般について、内容やそれについての評価など、学習を深めたいところです。

長時間労働規制や非正規労働者の格差解消などを狙ったとされる「働き方改革」は、実際に施行されていますが、労働者が働きやすくなったとはとても考えられません。それどころか、コロナ禍で「ウーバーイーツ」が急速に広がるなど、雇用によらない働き方が拡大する傾向も顕著です。働く者がすべて「個人事業主」になり、労働者保護のための労働法制はなくてもよいという社会が来かねません。そんな悪夢のような世界が到来しないようにしなくてはなりません。

詳細は下記のとおりですので、皆様のご参加をよろしく願いいたします。

記

- ◆日時 2021年12月14日（火）午後6時30分から
- ◆場所 全水道会館 中会議室（JRあるいは都営三田線水道橋駅下車）
- ◆講師 近藤昭雄 中央大学法学部名誉教授
- ◆主催 労働者法律センター 三多摩労働者法律センター
北部労働者法律センター
- ◆参加費・資料代 500円

以上



お問い合わせ

労働者法律センター

新宿区四谷三栄町3-14 三栄ビル6階

電話 03-3355-4076